平成２１年（フ）第１５１６７号
東京都江戸川区松島４丁目29―17―301
破産者　伊勢谷とも子
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５２８９号
埼玉県八潮市大字木曽根941―５―202
破産者　箱崎　　修
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５２９８号
神奈川県小田原市小竹822―40、住民票上の住所東京都品川区小山２丁目２－６
破産者　小泉のり子
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５３２１号
東京都足立区東伊興３丁目22―43―103
破産者　西脇　理絵
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５３２６号
東京都杉並区下井草２丁目５－５
破産者　鈴木　高子
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５３４９号
千葉県流山市南流山８丁目２－１―302
破産者　佐々木彰男
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５３９４号
千葉県市川市鬼越１丁目22―14
破産者　中西　節子
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５４７５号
茨城県つくばみらい市絹の台３丁目10―11
破産者　眞壁　眞弓（旧姓宮宗）
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５４７６号
茨城県つくばみらい市絹の台３丁目10―11
破産者　真壁　　誠
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５５３９号
埼玉県さいたま市桜区桜田１丁目19―22―402
破産者　小畠　英之
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５５４０号
埼玉県さいたま市桜区桜田１丁目19―22―402
破産者　小畠由希子
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５５６８号
東京都墨田区東向島２丁目９－４
破産者　瀧井　俊雄
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５５７１号
東京都葛飾区鎌倉１丁目13―７―102
破産者　佐藤　　整
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５５７９号
千葉県市川市市川３―27―20―411、住民票上の住所千葉県船橋市海神町南１丁目1669
破産者　阿原　吉一
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５５９４号
東京都杉並区久我山４丁目29―31
破産者　川島　由規（旧姓蛭川）
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５５９８号
東京都杉並区天沼１丁目４―16　弥生荘
破産者　勝　　博泰
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５７２４号
東京都葛飾区東新小岩５丁目９―13
破産者　中村　友加
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５７４１号
東京都稲城市向陽台５丁目10―３―308
破産者　大森　光展
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５７４４号
東京都八王子市中町８―10―101
破産者　天野　　学
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５７５０号
秋田県由利本荘市薬師堂字谷地300―17、開始決定時の住所秋田県由利本荘市薬師堂字谷地240―15―102
破産者　梶原　美雪（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５７６４号
東京都北区豊島８丁目15―26―306　エスペランサ11
破産者　永井　玲子
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５８２７号
兵庫県神戸市北区藤原台南町３丁目10―１―A103
破産者　真造吟江こと　山本　吟江(旧姓眞造)
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部